

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱（労働安全衛生法の一部改正関係）

第一 労働安全衛生法の一部改正

一 事業者の行うべき調査等

(一) 事業者は、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。ただし、危険性又は有害性等のある化学物質等に係る調査以外の調査については、製造業等の業種に属する事業者に限るものとする。

(二) 厚生労働大臣は、一の措置に関して、必要な指針を公表するものとする。

(三) 厚生労働大臣は、二の指針に従い、事業者に指導、援助等を行うことができるものとする。

二 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置

(一) 製造業等の事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならないものとする。

(二) 分割発注のため一の措置を講ずべき者が二以上あるときは、発注者等は、一の措置を講ずべき者と

して一人を指名しなければならないものとする事。

三 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置

化学物質等を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造等の仕事の注文者であつて厚生労働省令で定めるものは、当該物について労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとする事。

四 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善

(一) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、容器又は包装に表示しなければならない事項として、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等すること。

(二) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して相手方にその名称等を文書の交付等の方法により通知しなければならない物に追加すること。

五 健康診断実施後の措置等

- (一) 労働安全衛生法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師の意見の衛生委員会等への報告を健康診断の実施後に講ずべき措置として明記すること。
- (二) 特殊健康診断を受けた労働者に対するその結果の通知について、一般健康診断の結果の通知と同様にこれを行わなければならないものとする。

六 面接指導等

- (一) 事業者は、その労働時間の状況等が厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとする。
- (二) 労働者は、(一)の面接指導を受けなければならないものとする。ただし、事業者の指定した医師以外の医師が行う(一)の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を事業者に提出したときは、この限りでないものとする。
- (三) 事業者は、面接指導の結果の記録、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、その必要があると認める場合の作業等の変更、医師の意見の衛生委員会等への報告等の措置を講じなければならないものとする。

- (四) 面接指導の実施に従事した者は、知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないものとする。
- (五) 事業者は、(一)の面接指導を行う労働者以外の労働者で健康への配慮が必要なものについて、必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。

七 計画の届出の免除

- (一)に定める措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者について、労働安全衛生法第八十八条第一項又は第二項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を免除すること。

八 教習及び技能講習制度の見直し

「地山の掘削作業主任者技能講習」と「土止め支保工作業主任者技能講習」との統合、「ボイラー据付け工事作業主任者技能講習」の廃止、「特定化学物質等作業主任者技能講習」から「石綿作業主任者技能講習」の分離等の見直しを行うこと。

九 その他

- (一) 罰則に関し所要の改正を行うこと。

- (二) その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 その他

一 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の四は平成十八年十二月一日から施行するものとする。

二 経過措置

- (一) 平成二十年三月三十一日までの間における第一の六の適用については、労働安全衛生法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場に限るものとする。
- (二) (一)に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。